

令和6年6月28日

関係団体 代表者 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)

特記仕様書への工期の内訳の明示について (通知)

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

標記につきまして、特記仕様書に工期の内訳を明示することとしましたのでお知らせいたします。

また、貴団体傘下の会員の方々への周知をよろしく申し上げます。

記

1. 適用年月日

令和6年8月1日、起工する工事から適用

2. 内容

○工期における猛暑による作業不能日数の取り扱いについて、特記仕様書に明示するもの。

3. 対象工事

全ての営繕工事を対象とする。

4. 添付資料

・01_特記仕様書記載例

5. 参考

・環境省熱中症予防情報サイト

([URL:https://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php?region=10&prefecture=82&point=82182](https://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php?region=10&prefecture=82&point=82182))



【問い合わせ】

財政局技術監理部技術監理課

建築係 TEL 092-711-4844

特記仕様書記載例

猛暑による作業不能日数

1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）

- ・本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。

なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

- ・本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。